

家畜商講習会の開催について（公告）

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成26年10月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 講習会の日時及び場所

(1) 日時

平成26年12月17日及び18日 午前9時から午後5時まで

(2) 場所

新潟市西蒲区巻甲12021 新潟県農業大学校

2 講習の内容及び時間

(1) 家畜の取引に関する法令 4時間

(2) 家畜の品種及び特徴 4時間

(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

ただし、獣医師の免許を受けている者は(2)及び(3)を、家畜人工授精師の免許を受けている者は(2)及び(3)の家畜の悪癖、機能障害の受講を免除する。

3 受講手続

家畜商講習会受講申込書に3,400円相当額の新潟県収入証紙及び写真（縦6センチメートル、横5センチメートル程度のもの）を貼り、11月28日までに県地域振興局農業（農林）振興部又は県農林水産部食品・流通課へ提出すること。

なお、獣医師免許証ないしは家畜人工授精師免許証を有する者は、その写しを添えて、講習時間の特例措置適用申請書も併せて提出すること。

4 受講資格

家畜の取引の業務に従事しようとする者

5 その他

(1) 受講者は、講習会当日に次のものを持参すること。

・筆記用具

・講習用テキスト（株）ぎょうせい発行の「最新版 家畜取引の知識」（価格3,497円（消費税込み））

なお、希望者には、講習用テキストをあっせんする。

(2) 詳細については新潟県農林水産部食品・流通課流通・市場係（電話025(280)5304）に問い合わせること。